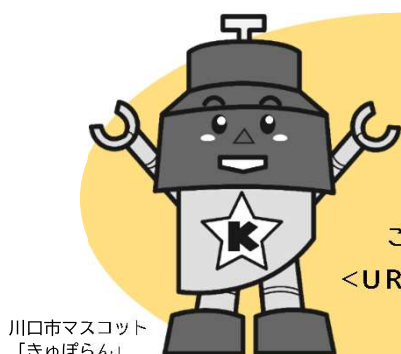


令和8年度 高齢者福祉事業のご案内



川口市マスコット
「きゅぼらん」



こちらから同じ資料がご覧いただけます
<URL> <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/040/44536.html>

川口市役所 長寿支援課

電話 048-258-1110(市役所代表)

詳細については、各事業欄に記載の **問合せ** にご連絡ください。
※ 掲載の事業については、原則、市内に住所を有する市民が対象です。

【相談事業】… **問合せ** 048-271-9745 地域ケア係

事業名	対象者	内容	利用者負担額等
高齢者の 総合相談	地域で暮らす高齢者とその ご家族	高齢者の総合相談窓口として 地域包括支援センターを市内 20箇所に設置しています。 住所地ごとに担当地域包括支援 センターが決まっています。	相談無料 月曜日～金曜日(祝日除く) 午前8時半～午後5時 (緊急時に限り、時間外及び休所日でも 電話相談に応じます) ※詳細は別冊子又は ホームページを ご覧ください。 
認知症 高齢者相談	認知症の心配のあるかたや 認知症の高齢者をかかえる ご家族	心配ごとや在宅療養等について、 電話及び面接により相談をお受 けします。	川口市認知症高齢者相談所 川口市坂下町1-8-16 モンパルテ 204号室 ☎電話:048-258-1476 相談無料 月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時
在宅医療・ 在宅療養の相談	在宅での医療・療養を 希望するご本人、ご家族	住み慣れた地域で安心して在宅 医療・在宅療養を受けながら生活 ができるよう、在宅医療・在宅療養 に関する相談をお受けします。	川口市在宅医療サポート センター 川口市本町4-1-8 川口センタービル4階 (川口市医師会内) ☎電話:048-229-7670 相談無料 月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時

事業名	対象者	内容	利用者負担額等
福祉電話の貸与	おおむね65歳以上の市県民税非課税世帯に属する単身高齢者及びこれに準ずるかた	電話回線をお持ちでない高齢者に、固定電話回線の設置を行います。	基本料金及び通話料金は利用者負担になります。
緊急通報システム	A おおむね65歳以上で、急変をきたすおそれのある発作性、慢性疾患のある単身及び高齢者世帯 ※対象の病名については事前にお問い合わせください。	民間の通報センターで看護師等が24時間体制で対応し、必要に応じて救急車の出動依頼をします。また健康相談にも応じます。 その他、月1回電話による安否確認も行います。 ※アナログの電話回線が必要です（固定型）。	貸与無料 （本体とペンダント送信機） ※機器紛失の場合は弁償となります。 電話回線の種類等によりご利用できない場合や、不都合が生じる場合があります。申請前にご相談ください。
	B おおむね65歳以上で、単身及び高齢者世帯（疾患要件は不要）	同上 ※固定型と携帯型があります。 ※事業者一覧の中から1社選んだ事業者と利用者が契約をします。	有料 （金額は各事業者異なる）
寝具乾燥消毒	おおむね65歳以上で、寝具を十分に乾燥できない状況にある高齢者世帯	寝具の乾燥消毒を年5回、洗濯を年1回行います。	乾燥消毒 1回 125円 洗濯 1回 500円
配食サービス	おおむね65歳以上の単身高齢者又は虚弱な高齢者世帯	食事を作ることが困難な単身高齢者又は高齢者世帯に、毎日夕食をお届けすることで安否の確認を行います。	1食 400円 チケット制
ねたきり高齢者等紙おむつ支給	おおむね65歳以上の市県民税非課税者で常時臥床又は認知症等で失禁状態にあるかた	カタログの中から希望される1種類を毎月支給します。	1,300円／月
自立支援（ヘルパー派遣）	おおむね65歳以上で病気やケガにより一時的に日常生活に支障のあるかた ※介護保険を優先します	6ヶ月を限度に自立生活支援員を週2回まで派遣します。 身体介護（入浴・清拭・排せつ介助など） 生活援助（掃除・洗濯・買い物など）	410円／回 （利用時間は調査の上で決定します） ※生活保護世帯は無料
自立支援（福祉機器貸与）	同上 ※介護保険を優先します	6ヶ月を限度に福祉機器を貸与します。	○介護ベッド 800円／月 ○車いす 500円／月 ○手すり 各種500円～／月 ※生活保護世帯は無料
軽度生活支援	おおむね65歳以上の単身又は高齢者世帯で、病気やケガにより軽度な作業の支援を必要とするかた	① 草取り ② 家具転倒防止器具等の取付 ※転倒防止器具等はご自身でご用意してください。	・市県民税非課税のかた 実費の3割 ・市県民税非課税以外のかた 実費の5割
日常生活用具の給付	おおむね65歳以上で、要介護認定等において、それぞれ右記の条件のかた	① シルバーカー・杖・ * QRコード付き見守りシール（要支援1以上のかた） ② 電磁調理器（高齢者世帯で要支援1以上のかたがいる世帯）	・市県民税非課税のかた 実費の3割 ・市県民税非課税以外のかた 実費の5割
	市県民税非課税世帯に属し持家に居住するかたで、おおむね65歳以上の単身及び高齢者世帯又は要介護認定が要介護4・5のかた	③ 火災警報器 一般住宅へ火災警報器を設置します。	設置無料

※高齢者世帯とは高齢者のみで構成された世帯です。

*…QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

【生活支援事業】… **問合せ** 048-252-0261 (補聴器助成専用) 支援係

事業名	対象者	内容	利用者負担額等
補聴器 購入費の補助	65歳以上の市県民税非課税者で、障害者手帳に該当しない聴力だが補聴器が必要と医師から認められたかた	医療機器認定を受けている補聴器の購入費(診察料・文書料等を除く)の一部を補助します。 ※申請前に購入されたものは、補助対象外	補助限度額 2万円(1人1回限り) ※申請件数が予算上限に達した場合は、期間内であっても受付を終了

【介護予防事業】… **問合せ** 048-271-9745 地域ケア係

事業名	内容
生き生き デイサービス	老人福祉センター(たたら荘)、鳩ヶ谷福祉センター(は〜とふる鳩ヶ谷)にて、毎月4回、体操や健康づくり講座やレクリエーション等を実施します。施設の利用料として100円がかかります。 ※詳細は長寿支援課や地域包括支援センターに設置のチラシをご覧ください。
口腔教室	65歳以上のかたを対象に、適切な口腔ケアの手法や食事の摂取・肺炎予防など、口腔機能の維持・改善を目指します。参加料として800円がかかります。 開催時期：(Ⅰ)4月～6月 (Ⅱ)7月～9月 (Ⅲ)10月～12月 (Ⅳ)1月～3月 ※詳細はお住まいの地域包括支援センターへお問い合わせください。
おうちでできる 運動動画	日ごろの生活動作が行いにくくなってきた方に向けて、おうちでできる簡単な運動プログラムをご紹介します。一人で継続しながら行うのは大変です。ぜひ、この動画を見ながら一緒に行ってみましょう。 プログラム：歩行／洗濯／掃除・片付け／階段・段差の上り下り ／買い物・ごみ捨て／口腔・嚥下 ※動画はこちらから 
百歳体操	百歳体操は転倒予防に効果的な体操です。おもりを身体につけてゆっくり動かすことで日常生活に必要な筋力を鍛えます。住民主体の体操教室なので、地域活動に参加し地域とのつながりを持つことで、身体の健康維持はもちろんのこと、認知症予防や社会参加によるフレイル予防にも効果があるといわれています。 ※詳細はお住まいの地域包括支援センターへお問い合わせ下さい。

【生きがいづくり事業】… **問合せ** 048-259-7651 生きがい対策係

事業名	内容
生きがいづくり アドバイザー による相談	老人福祉センター(たたら荘)と鳩ヶ谷福祉センター(は〜とふる鳩ヶ谷)にて各施設毎月3回程度、専門の相談員による生きがい相談を実施しています。健康や生きがいづくり、日常生活での悩みごとなど、気軽にご相談ください。相談は無料です。(ただし、施設の利用料として100円がかかります。) ※相談日はこちら 
地域支えあい あんしんカード	「あんしんカード」は、外出時に突然、事故や災害などにあった場合に自分の氏名や緊急連絡先等を記載したカード情報により、迅速な身元確認に役立つものです。「あんしんカード」は、65歳になられたかたに郵送でお送りしています。 ※紛失された場合は長寿支援課窓口等で再発行の手続きが可能です。 ※「あんしんカード」の提示により、使用料等が割引になる公共施設等があります。
高齢者公衆浴場 入浴料減免事業 (入浴サービス)	65歳以上のかたは、市内の浴場組合に加盟する協力銭湯に「あんしんカード」を提示すると毎週土曜日、敬老の日(9月の第3月曜日)、福祉の日(10月25日)に1日1回に限り割引価格で入浴できます。※福祉の日(10月25日)が土曜日の場合は別日に実施

【住宅環境整備事業】… **問合せ** 048-259-7652 支援係

事業名	対象者	内容	利用者負担額等
住宅改善 整備費補助	(1)65歳以上で、要支援・要介護認定を受けているかた、又はその同居親族 (2)2年以上市内に住所を有し、市税の滞納がないかた	①車いす段差解消機、階段昇降機の設置。 ②居室内等のトイレの新設。 ※介護保険で行う工事は除きます。	工事に要した費用の2/3を補助します。 補助限度額 20万円

【住居支援事業】… ☎ 問合せ 048-259-7651 生きがい対策係

事業名	対象者	内容	利用者負担額等
世帯住替 家賃助成	65歳以上のかたで市県民税 非課税の高齢者世帯 (生活保護世帯のかたを除く)	民間の賃貸住宅に居住し転居を 求められている場合に、転居後の 家賃との差額を助成します。	助成限度額 月2万円 家賃7万円未満 最長10年間
入居保証支援	65歳以上のかたで所得の 低い高齢者世帯	民間賃貸住宅の入居を希望する 利用者が、市と協定を結ぶ保証 会社の「家賃債務保証制度」を 利用した場合の初回の保証料の 一部を助成します。	初回保証料(共益費を含む 家賃の半額)の1/2の額を 助成します。 助成限度額 3万円

【給付事業】… ☎ 問合せ 048-259-7651 生きがい対策係

事業名	内容
重度要介護高齢者 福祉手当	65歳以上のかたで、要介護4・5の認定を受け、 介護保険料段階が1～5段階のかた (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護保険施設入所者及び 生活保護世帯のかたを除く) 月額 5,000円 ※手当の対象になるか ご確認いただけます 
外国人高齢者等 福祉手当	1年以上居住していて、かつ永住許可を得ている外国人のかたで、大正15年4月1日以前に 出生したかた又は昭和57年1月1日で満20歳以上で重度の障害手帳の交付を受けているかた (公的年金を受けていないかた) 月額 5,000円
敬老祝金	8月31日現在、引き続き1年以上住所があり、賀寿を迎えられた 下記対象のかたに、敬老と長寿を祝福し祝金を9月に贈呈します。 (対象者へ通知文を送付) 贈呈祝金 満88歳 1万円 ・ 満99歳 3万円

【その他】… ☎ 問合せ 048-259-7652 支援係

事業名	内容
障害者控除 対象者認定書	65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている場合、障害者に準ずる者として、「障害者控除 対象者認定書」の交付対象となり、所得税・住民税の控除が受けられる場合があります。
おむつ代医療費 控除確認書	介護保険の要介護認定を受けているかたのうち、交付要件を満たしているかたについては、医師 が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、介護認定にかかる主治医意見書の内容を確認した 「おむつ代医療費控除確認書」を市役所で発行することができます。発行可能かどうか事前にお 問合せください。



川口市高齢者サービス情報検索サイト

「かわぐち元気ナビ」



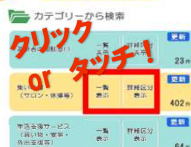
かわぐち元気ナビ



高齢者が地域で安心して生活するために必要な情報をまとめて紹介します。
お住まいの近くのサロンや体操などの集いの場、買い物・家事支援などの生活支援
サービスや介護サービスなどを、目的や住所で簡単に検索できます。

簡単に見つかった!

使い方 ～希望のサービスから探すとき～



日常生活に関する質問に
答えると、あなたにオススメの
サービスをご紹介します!